

教育委員会会議提出議案

第12号

福岡県博物館登録規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和5年3月22日
教 育 長

(理由)

博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の制定に伴い、福岡県博物館登録規則の全部を改正し、関係規定を整備するもの。

福岡県博物館登録規則（案）

1 改正理由

博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の制定に伴い、福岡県博物館登録規則の全部を改正し、関係規定を整備するもの。

2 改正概要

博物館法の改正に伴い、条ずれの解消や条の並び替え、公表方法の変更等を行うもの。

なお、改正前と大きな変更はないが、改正箇所が広範囲に渡るため、一部改正ではなく全部改正とするもの。

3 施行年月日

令和5年4月1日

福岡県博物館登録規則をここに公布する。

令和五年三月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十二号

福岡県博物館登録規則

福岡県博物館登録規則（昭和二十七年福岡県教育委員会規則第二号）の全部を改正する。

（この規則の趣旨）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第二十二條の規定により、博物館の登録に関し必要な事項についてはこの規則の定めるところによる。

（登録申請）

第二条 法第十二條第一項の規定による登録は、第一号様式により行うものとする。

（登録審査）

第三条 福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第十二條第一項の規定による登録申請があつたときは、法第十三條第一項各号に該当するか否かについて、審査を行うものとする。

（登録原簿）

第四条 法第十四條第一項に規定する博物館登録原簿は、第二号様式のとおりとする。

（変更の届出）

第五条 法第十五條第一項に規定する変更の届出は、第三号様式に

より行うものとする。

(博物館の廃止)

第六条 法第二十条第一項に規定する博物館を廃止したときの届出は、第四号様式により行うものとする。

(博物館の公表)

第七条 教育委員会は、博物館の登録、登録事項の変更登録、登録の取消し又は登録の抹消をした場合は、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(補足)

第八条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

博 物 館 登 録 申 請 書	
年	日
月	
日	
福岡県教育委員会 殿	博物館設置者 氏 名
下記のとおり博物館を設置しますので、別紙書類を添付し、登録申請します。	
記	
1	登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
2	登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更		登録変更	
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	記号番号	福岡県教委第号				
設置者の名称及び住所						
名称						
所在地						
備考						

第3号様式（第5条関係）

博物館登録事項（添付書類）変更届		
	年	月 日
福岡県教育委員会 殿		
	博物館設置者 氏	名
博物館登録記載事項（添付書類）について、下記のとおり変更しますので、お届けします。		
記		
1	該当事項	

注 添付書類に変更がある場合は、該当書類を一部添付すること。

第4号様式（第6条関係）

〇〇〇博物館廃止届		
	年	月 日
福岡県教育委員会 殿		
	〇〇〇博物館設置者 氏	名
下記のとおり〇〇〇博物館を廃止しますので、お届けします。		
記		
1	登録番号	
2	名称	
3	設置者住所氏名	
4	廃止年月日	

改正案	現行
<p>福岡県博物館登録規則</p> <p>(この規則の趣旨)</p> <p>第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第二十一条の規定により、博物館の登録に関し必要な事項についてはこの規則の定めるところによる。</p> <p>(前除)</p> <p>(登録申請)</p> <p>第二条 法第十二条第一項の規定による登録は、第一号様式により行うものとする。</p> <p>(前除)</p> <p>(前除)</p> <p>(登録審査)</p> <p>第三条 福岡県教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、法第十二条第二項の規定による登録申請があつたときは、法第十三条第一項各号に該当するかどうかについて、審査を行うものとする。</p> <p>(前除)</p> <p>(登録原簿)</p> <p>第四条 法第十四条第一項に規定する博物館登録原簿は、第二号様式のとおりとする。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第五条 法第十五条第一項に規定する変更の届出は、第三号様式により行うものとする。</p> <p>(前除)</p> <p>(博物館の廃止)</p> <p>第六条 法第二十条第一項に規定する博物館を廃止したときの届出は、第四号様式により行うものとする。</p> <p>(博物館の公示)</p> <p>第七条 教育委員会は、博物館の登録、登録事項の変更登録、登録の取消し又は登録の抹消をした場合は、インターネットの利</p>	<p>福岡県博物館登録規則</p> <p>(この規則の趣旨)</p> <p>第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第十六条の規定により、博物館の登録に関し必要な事項についてはこの規則の定めるところによる。</p> <p>(登録原簿)</p> <p>第二条 博物館登録原簿は、第一号様式によるものとする。</p> <p>(登録申請)</p> <p>第三条 法第十条の規定により登録を受けようとする者は、第二号様式により、福岡県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に登録申請をしなければならない。</p> <p>第四条 前条の登録申請書には、法第十一条第二項各号に掲げる書類の外、職員名簿を添付しなければならない。</p> <p>第五条 法第十一条第三項の書類の中、博物館資料目録は、第三号様式によるものとする。</p> <p>(登録審査)</p> <p>第六条 教育委員会は、法第十一条第一項の規定により、登録申請があつた場合、申請書及び添付書類、並びに実施について登録要件によつて審査し、その可否をすみやかに当該登録申請者に通知するものとする。</p> <p>2 前項の登録の審査にあつて必要があると認めるときは、学識経験者及び専門機関にその意見を徴するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(登録事項等の変更)</p> <p>第七条 法第十三条第一項の規定による届出事項のうち、法第十一条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項中特に重要と認められる事項に変更があつた場合は、第四号様式によりその都度すみやかに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 法第十三条第二項に掲げる書類(特に重要と認められる事項の変更の場合を除く。)の記載事項に変更があつた場合は、(四月・八月・十二月の各月末までに、それぞれ当該月の前月末までに生じた変更事項につき第四号様式により届け出なければならない。</p> <p>(博物館の廃止)</p> <p>第八条 博物館を廃止したときの届出の様式は、第五号様式によるものとする。</p> <p>(博物館の公示)</p> <p>第九条 この規則の定めるところにより、登録事項の変更(法第十一条第一項の場合に限る。)、登録取消及び博物館の廃止の</p>

改正案	現行
<p>用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(補足)</p> <p>第八条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>場合は、教育委員会告示をもって、公表するものとする。</p> <p>(新設)</p>

第2号様式

事項	博物館登録原簿			
	登録		変更	
	年月日	年月日	年月日	年月日
設置者の名称及び住所	年月日 福岡県教委 記号番号	年月日	年月日	年月日
名称				
所在地				
備考				

改正案

第1号様式

博物館登録申請書

福岡県教育委員会 殿

年 月 日

博物館設置者 氏 名

下記のとおりに博物館を設置しますので、別紙書類を添付し、登録申請します。

記

- 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
- 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

改正案

第1号様式

事項	博物館登録原簿			
	登録		変更	
	年月日	年月日	年月日	年月日
設置者の名称及び住所	年月日 福岡県教委 記号番号	年月日	年月日	年月日
名称				
所在地				
備考				

現行

第2号様式

博物館登録申請書

福岡県教育委員会 殿

年 月 日

博物館設置者 氏 名

下記のとおりに博物館を設置しますので、別紙書類を添付し、登録申請します。

記

- 設置者の名称及び私立博物館にあっては設置者の住所
- 博物館の名称
- 所在地

現行

第4号様式

〇〇〇博物館廃止届

福岡県教育委員会 殿

年 月 日

〇〇〇博物館設置者 氏 名

下記のとおり〇〇〇〇博物館を廃止しますので、お届けします。

記

- 1 登録番号
- 2 名称
- 3 設置者住所氏名
- 4 廃止年月日

改正案

第3号様式

博物館登録事項 (添付書類) 変更届

福岡県教育委員会 殿

年 月 日

博物館設置者 氏 名

博物館登録記載事項 (添付書類) について、下記のとおり変更しますので、お届けします。

記

- 1 該当事項
- 注1 添付書類に変更がある場合は、該当書類を一部添付すること。

改正案

第5号様式

〇〇〇博物館廃止届

福岡県教育委員会 殿

年 月 日

〇〇〇博物館設置者 氏 名

下記のとおり〇〇〇〇博物館を廃止しますので、お届けします。

記

- 1 登録番号
- 2 名称
- 3 設置者住所氏名
- 4 廃止年月日

現行

第4号様式

博物館登録事項 (添付書類) 変更届

福岡県教育委員会 殿

年 月 日

博物館設置者 氏 名

博物館登録記載事項 (添付書類) について、下記のとおり、変更しましたので、お届けします。

記

- 1 該当事項
- 注 添付書類に変更があった場合は、該当書類一部添付のこと。

現行

削除

改正案

様式第3号

博物館資料目録

自然科学(人文科学)に関する資料

種目	品名	数	量	所有又は借用	備考

記載上の注意

種目は、動物、植物、地質、地質、化石、天体気象、物理学、数学、保健衛生、農林水産加工品、工業製産、絵画、彫刻、工芸、建造物、文書典籍、筆蹟、民芸、考古資料、統計図表等に分類する。

品名は、個々の名称を記入する。

現行

令和4年度の博物館法改正のポイント

- **すべての博物館が、その設置者にかかわらず、望ましい博物館像に向けて自らの運営を改善することを促すとともに、により、博物館の「底上げ」と「盛り立て」を図る登録・指定制度へ**
- **また、博物館と地方公共団体、学校、社会教育施設などの関係機関・民間団体が相互に連携を図るよう努めることを規定し、博物館が地域の活力の向上に寄与する役割を期待**

【旧制度】

全国的に博物館の数の増加を図るに当たって、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度

【登録博物館】

- 対象：地方公共団体
一般社団法人もしくは一般財団法人
宗教法人等政令で定める者
- 審査：外形的な基準に基づき審査
 法律上の目的を達成するために必要な
- ① 博物館資料があること
 - ② 学芸員その他の職員を有すること
 - ③ 建物及び土地があること
 - ④ 一年を通じて150日以上開館すること

学校法人、株式会社、
 社会福祉法人等は
 対象外

活動の質や公益性を
 担保し、向上を促す
 ことができない

【博物館相当施設】

- 審査：外形的な基準に基づき審査
 対象：設置者による限定なし

その他の施設（博物館類似施設）

【新制度】

望ましい博物館像に向けた運営の改善促進等による「底上げ」と「盛り立て」を図る制度

【新たな登録博物館】

- 対象：設置者による要件を撤廃
（国・独法以外の設置者はすべて対象に）
- 審査：活動内容の質等について実質的に審査
- ・設置者の経済的基礎・社会的信望
 - ・資料の収集・保管・展示・展覧、調査研究の体制*
 - ・学芸員等の職員の配置*
 - ・事業を行うにふさわしい施設や設備*
 - ・一年を通じて150日以上開館すること
- （※は、省令を参酌し各都道府県が基準を設定）

【指定施設】

- 審査：登録博物館の審査基準を踏まえ規定
 対象：設置者による限定なし

その他の施設